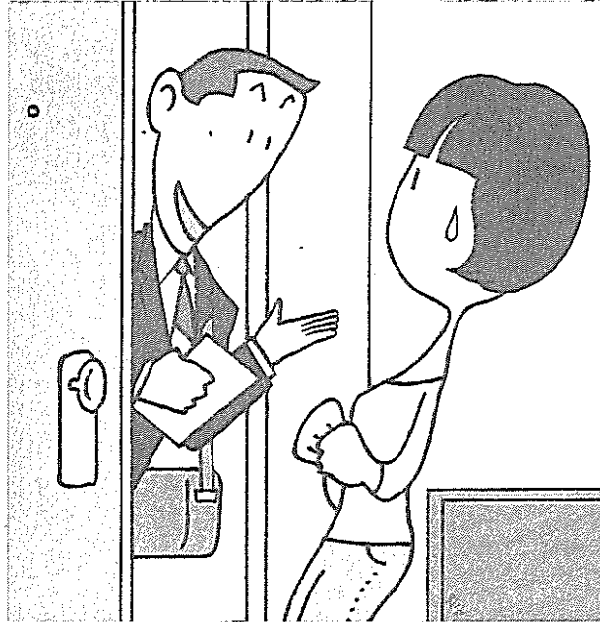


生活 パロッド



4月から新しい生活をスタートさせる人が多い
 と思います。1人暮らしをする若い方で、訪問販
 売の勧誘を断ることができず、高額な商品を購入
 してしまったという事例を紹介します。

【事例】1人暮らしを始め
 たころ、布団のクリーニング
 と販売をしているという業
 者が訪問してきた。一方的に
 話し、「使っている布団を見
 せてほしい」と言われた。感
 じのよい人だったので布団を
 見せると、「タニが発生して
 いるようだ。当社の布団を見
 てほしい」と説明を始めた。
 古い布団は引き取り、値引
 きもすると言うので、契約
 してしまった。70万円だっ
 た。

【アドバイス】訪問販売の
 勧誘で契約した場合、契約書
 面を受領して8日以内であれ

若い1人暮らしへの訪問販売

不必要…きっぱり断って

はクリーニングオフができま
 す。事例のように「業者が感
 じのよい人だった」、反対に
 「強い口調で勧められた」と
 いったことなどで若い方は特
 に断りにくいかもしれません
 が、本来に必要なか、支払える
 金額かをよく考えましょう。
 必要がなければ曖昧な返事
 はせず、きっぱり「要りませ
 ん」「お断りします」と言い
 ましょう。

しつこい勧誘で困った時
 は、最寄りの市町村や県の消
 費生活センター・相談窓口
 に相談してください。消費
 者ホットライン☎1888は、
 最寄りの相談窓口につなが
 ります。(県消費生活・男女
 共同参画プラザ)アイネス
 ☎097・534・099
 9)